

2014年 9月 9日
郵政ユニオン 交第3号

日本郵便株式会社
代表取締役社長
高橋 亨 殿

郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員長 日巻 直映

「新西東京郵便局（仮称）の新設に関する具体的実施計画」の提示に対する意見表明

会社は「東京エリアに設置する新拠点」として「新西東京郵便局（仮称）」についての情報提供を、これまで1月、7月、2回にわたって行なってきましたが、それらに続き、「具体的実施計画」を8月29日付けで提示してきました。郵政産業労働者ユニオンはまず、この「計画」が「具体的」と銘打ちながら、極めて具体性を欠いた不十分なものであり、社員がそこで働こうという意欲を喚起するものとなっていないと考えます。「実施予定日」として、ゆうパック部門5月、郵便部門8月となっていますが、転居など将来設計を含めた環境変化に対応するためには、与えられた情報は、選択の判断材料としてはあまりにも欠落しており、社員の期待を少なからず裏切るものであるといわざるを得ません。

また、そもそも「新西東京郵便局（仮称）」（以下「新局」）が「中期経営計画」の「ネットワーク再編」の中でどう位置づけられているのか、あるいは、莫大な投資がうたわれる中でその対費用効果はどうか、会社は何よりもまず、この根幹部分を明らかにするべきと考えます。

会社は、社員の不安を解消し、円滑な業務移管と業務運行を確保するため、直ちに新局の明確なイメージと、業務内容、及び労働環境について明らかにするべきです。その立場から私たち郵政産業労働者ユニオンは、今回の「計画」に対して、以下の通り意見表明を行なうものです。早急に誠意ある回答と交渉の場を求めます。

記

- 1 「新西東京郵便局（仮称）」（以下「新局」）は東京支社管内からの業務移管となります。「仮称」とはいえ、「東京」が呼称の一部となっています。主管する部局は東京支社か関東支社か、明らかにすること
- 2 新局は埼玉県和光市に立地しますが、取扱い地域は東京都特別区にあたります。正社員の調整手当は「調整手当地域指定表」の内、東京特別区にあたる支給区分「甲地◎」を適用すること。また、期間雇用社員の給与は、新東京郵便局の現行水準を維持・適用すること
- 3 新局の部構成など機構の全体像、及び開局までのスケジュールを、人事異動関係を含めて明らかにすること

- 4 新局の業務の概略について、郵便物の処理フローに沿って明らかにすること
- 5 新局に適用を予定している勤務の種類、及び夜間労働の回数、勤務パターン等を、正社員、期間雇用社員それぞれについて明らかにすること
- 6 「具体的実施計画」の4、「要員措置計画概要」にあげられた数字は、新局、新東京郵便局、東京多摩郵便局を合わせた数字と受け止められますが、早急に局別の要員を明らかにするとともに、各局の部構成、並びに役職別、勤務帯別の要員計画を、正社員、期間雇用社員それぞれについて、明らかにすること
- 7 新局の業務開始に伴う、新東京郵便局、東京多摩郵便局の業務の変更点について明らかにすること
- 8 周辺関連郵便局の事務移管については「順次拡大」とされ、別途提示予定、とされていますが、実際に働いている者の立場からすれば、いつ自分の職場がなくなるかわからないという不安定な状態に置かれることとなります。各局の移管スケジュールを早急かつ同時に明らかにすること。その際、業務上の変更点、要員計画を正社員、期間雇用社員それぞれについて明らかにすること
- 9 新局開局に伴い、関係する郵便局等に関して、統廃合、あるいは施設の改廃計画はあるか、明らかにすること。また廃止、移転等がある場合は、利用者への周知に万全を期し、サービス低下にならないようにすること
- 10 人事異動に当たっては、社員の希望を最優先とし、強制にわたらないこと。また、希望調査の方法、日程等を明らかにすること。特に期間雇用社員について、雇い止めにつながるような配置換えは行わないこと。併せて期間雇用社員について、スキル評価、年休等の勤務条件は維持、継続扱いとすること
- 11 新局の福利厚生施設等の計画を明らかにすること。近隣の店舗等の環境を考慮し、特に夜間帯の環境の充実を図ること。また、新局は改正労働契約法施行後の開局である以上、同法 20 条の趣旨にのっとり、正社員と期間雇用社員との格差を設けることは許されないと考えます。すべて同等とすること
- 12 新局の立地は市街地から離れ、公共の交通機関など諸条件で大きな制約があります。通勤事情について、会社の認識を明らかにするとともに、新局への主要駅、近隣駅からの通勤経路・通勤手段について、具体的に明らかにすること。また、想定されるシャトルバスの具体的活用計画についても明らかにすること
- 13 自動車及びバイク通勤希望者については全て許可すること。その際、許可基準についても明らかにすること
- 14 新局に労働組合の事務室及び掲示板を差別なく設置すること

以上